

国際出願促進交付金

平成30年度予算額 **0.8億円 (0.7億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小・ベンチャー企業の国際出願を支援するため、特許協力条約（PCT）の規定に基づく国際出願手数料等の一部について補助（交付金）を行います。
- 対象者（日本語国際出願の出願人）
 - ①小規模企業
従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）
 - ②中小ベンチャー
設立10年未満、資本金3億円以下※①及び②ともに個人事業主を含みます。大企業の子会社など支配法人のいる場合は対象外です。

成果目標

- PCT出願手数料等の負担を軽減することにより、中小・ベンチャー企業の海外での知的財産権の取得及び戦略的な活用を支援し、我が国中小・ベンチャー企業のグローバルな産業競争力の維持・強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 一定の要件（従業員数要件又は資本金額・出資総額要件）を満たす中小・ベンチャー企業に対し、特許協力条約（PCT）に基づき国際出願の出願人が納付したWIPO国際事務局に対する手数料の2/3に相当する額の交付を行います。
- 他の出願費用等の負担軽減措置と合わせ、中小企業等による海外における権利取得にかかる費用をトータルに支援します。

交付金の対象となる国際事務局に対する手数料

- 国際出願時の国際出願手数料（約16万円）
- 国際予備審査請求時の取扱手数料（約2万円）